

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
(自 年 月 日 至 年 月 日)

組合員	住所(居所)又は所在地																	
	氏名又は名称						個人番号又は法人番号											
組 合	主たる事務所の所在地																	
	名称	(電話)																
有限責任事業組合の会計帳簿を作成した組合員又は投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員		氏名又は名称						年 月 日作成										
		個人番号又は法人番号																
組 合 事 業 の 内 容			当該計算期間における分配額	交付年月日	分 配 額		備 考											
				・ ・		千 円												
出資の価額の合計額	当該組合員分			千 円	・ ・													
	全組合員分			・ ・														
出 資 の 目 的				各計算期間における分配額の合計額		千 円												
損 益 分 配 割 合		%																
収 益 及 び 費 用 の 明 細				資 産 及 び 負 債 の 明 細														
収 益 及 び 費 用 の 内 訳			収 益 の 額 及 び 費 用 の 額		資 産 及 び 負 債 の 内 訳			資 産 の 額 及 び 負 債 の 額										
収 益					資 産													
						合 計												
費 用					負 債													
						合 計												
					資産の合計－負債の合計													
				(摘要)														

整 理 欄	①	②
-------	---	---

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

【有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書】

備 考

- 1 この計算書は、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下この表において「有限責任事業組合契約」という。）によつて成立する同法第2条に規定する有限責任事業組合（以下この表において「有限責任事業組合」という。）又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この表において「投資事業有限責任組合契約」という。）によつて成立する同法第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合（以下この表において「投資事業有限責任組合」という。）について使用することとし、当該有限責任事業組合の会計帳簿を作成した組合員（有限責任事業組合契約に関する法律第29条第3項に規定する組合員をいう。）又は投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員は、各組合員（法第227条の2に規定する各組合員をいう。以下この表において同じ。）の当該有限責任事業組合又は投資事業有限責任組合（以下この表において「事業組合」という。）に係る計算期間（有限責任事業組合契約に関する法律第4条第3項第8号の有限責任事業組合の事業年度の期間又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第1項の投資事業有限責任組合の事業年度の期間をいう。以下この表において同じ。）ごとに作成すること。
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、この計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。（9）ロ及びハにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「出資の価額の合計額」の欄については、次により記載すること。
 - イ 「出資の価額の合計額」の「当該組合員分」の欄には、当該有限責任事業組合の計算期間の終了の時までに当該有限責任事業組合に係る組合員が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額で同法第29条第2項の規定により当該有限責任事業組合の会計帳簿に記載された同項の出資の価額又は当該投資事業有限責任組合の計算期間の終了の時までに当該投資事業有限責任組合に係る組合員が当該投資事業有限責任組合契約に基づいて投資事業有限責任組合契約に関する法律第6条第2項の規定により出資をした同項の金銭その他の財産の価額で当該投資事業有限責任組合の会計帳簿に記載された出資の価額（以下この表において「出資の価額」という。）の合計額に相当する金額を記載すること。
 - ロ 「出資の価額の合計額」の「全組合員分」の欄には、当該事業組合の計算期間終了の時までに当該事業組合の各組合員が履行した出資の価額の合計額に相当する金額を合計した金額を記載すること。
 - (3) 「出資の目的」の欄には、当該組合員に係る有限責任事業組合契約に関する法律第4条第3項第7号の出資の目的又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第6条第2項の出資の目的を記載すること。
 - (4) 「当該計算期間における分配額」の「分配額」の項には、当該事業組合の計算期間における当該事業組合が当該組合員に交付した金銭その他の資産に係る有限責任事業組合契約に関する法律

第35 条第 1 項に規定する分配額又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第10 条第 1 項に規定する組合財産の価額（以下この表において「分配額」という。）のうち、当該組合員に交付した部分に相当する金額を、「備考」の項には、当該分配をした資産の種類をその交付した年月日ごとに記載すること。

- (5) 「各計算期間における分配額の合計額」の欄には、当該事業組合の計算期間の終了の時までに当該事業組合が各組合員に交付した分配額のうち当該組合員に交付した部分に相当する金額の合計額を記載すること。
- (6) 「損益分配割合」の欄には、当該組合員に係る有限責任事業組合契約に関する法律第33 条に規定する損益分配の割合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第16 条において準用する民法第674 条の規定による損益分配の割合を記載すること。
- (7) 「収益及び費用の明細」の「収益及び費用の内訳」及び「収益の額及び費用の額」の項には、当該事業組合の計算期間における当該事業組合の損益計算書に計上されている収益及び費用の内訳並びに当該組合員に係る当該収益及び費用の額に相当する額を記載すること。
- (8) 「資産及び負債の明細」の「資産及び負債の内訳」及び「資産の額及び負債の額」の項には、当該事業組合の計算期間の終了の日における当該事業組合の貸借対照表に計上されている資産及び負債の内訳並びに当該組合員に係る当該資産及び負債の額に相当する額（当該組合員が当該計算期間の中途において当該事業組合を脱退した組合員である場合には、当該事業組合の脱退した日の直前における当該事業組合の貸借対照表その他これに類するものに計上されている資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債のうち当該脱退した組合員に係る当該資産及び負債の額に相当する額）を記載すること。
- (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

イ 当該事業組合の計算期間の中途において当該組合員が当該事業組合に加入した場合 その旨及びその加入した日

ロ 当該事業組合の計算期間の中途において当該組合員が当該事業組合を脱退した場合 その旨、その脱退した日並びに当該脱退が地位の承継によるものである場合には当該組合員からその地位の承継をした組合員の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ハ 当該事業組合の計算期間の中途において当該組合員が当該有限責任事業組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結していた組合員からその地位の承継をした場合 その旨、その承継をした日、当該有限責任事業組合契約を締結していた組合員の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、その承継をした日の直前における当該事業組合の貸借対照表（これに類するものを含む。）に計上されている資産の額から負債の額を控除した金額並びに当該有限責任事業組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結していた組合員が履行した出資の価額の合計額

ニ 当該事業組合の計算期間の中途において当該組合員の損益分配割合に変更が生じた場合 その旨、その変更のあった日及びその変更の事由

ホ 当該組合員の納税管理人が明らかな場合 当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

ヘ 当該組合員が非居住者又は外国法人である場合 （非）

ト 当該投資事業有限責任組合の計算期間において当該組合員が当該投資事業有限責任組合契約につき租税特別措置法第41条の21第 1 項の規定の適用を受ける場合 同条第 5 項に規定する特

例適用申告書又は同条第9項各号に定める申告書を提出している旨及びこれらの提出年月日並びに当該投資事業有限責任組合の計算期間の中途において当該組合員が同条1項第1号から第4号までに掲げる要件を満たさないこととなつた場合にはその満たさないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。